

○大気汚染防止法の一般粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表 第2	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき有資格者
1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50 トン以上であること。	一般粉じん 又は 大気 1～4 種 又は 特定粉じん
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が 1,000 平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。	